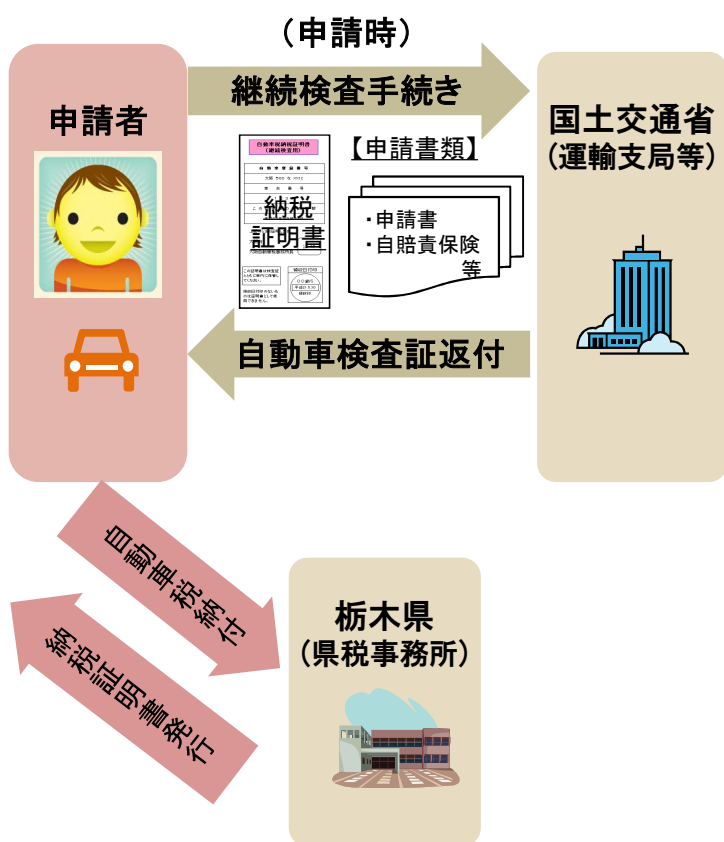


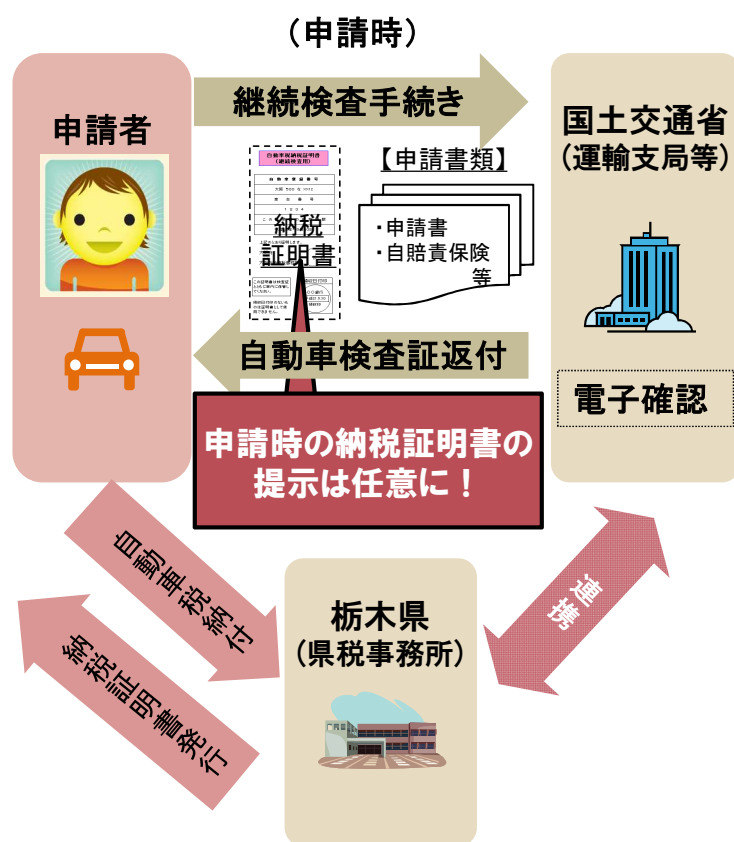
平成27(2015)年4月1日から、継続検査申請時に、自動車税の納税証明書の提示を省略できるようになります！

平成27年4月1日から、国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化されます。これにより、継続検査時に滞納がなければ、納税証明書の提示を省略できるようになります。

■平成27年3月31日までの申請の流れ



■平成27年4月1日以降の申請の流れ



【ご注意ください】～ 次のような場合は、納税証明書の提示が必要となります～

- ・金融機関等で自動車税を納付後すぐに継続検査を受ける場合（納付をしてから県で確認ができるようになるまで概ね2週間かかります）
- ・市町村税である小型二輪自動車及び軽自動車の継続検査を受ける場合